



# 子どもの権利条約

## やまなしスマイル



機関紙 第3号 令和6年 10月発行

今回は、「生きる権利・育つ権利」について学びましょう！

第2条

差別の禁止  
(差別のないこと)

第3条

子どもの最善の利益  
(子どもにとって最もよいこと)

第6条

【生きる権利・育つ権利】

生命、生存および発達に対する権利  
(命を守られ成長できること)

第12条

子どもの意見の尊重  
(意見を表明し参加できること)

「子どもの権利条約」



4つの原則



みなさんが生きていくためには、食料や水などが必要です。しかし、世界中には食べる物がなく、とても苦しんでいる人々がたくさんいます。



私たちは、毎日ご飯を食べているけど、食べる物がなくなったらどうなっちゃうのかな???



2023年に約7億5,700万人の人が飢餓に苦しんでいて、これは世界では、11人に1人、アフリカでは、5人に1人に相当します。  
[世界の食糧安全保障と栄養の現状(SOFI) 報告書より]



日本の人口が、2024年9月1日現在、1億2,378万人ですから、たくさんの方が苦しんでいることがわかりますね。

「干ばつ」と「砂漠化」

※干ばつの原因は、地球温暖化による異常気象

原因は、長期間雨が降らない時期が続いたり、極端に雨が少なかったりする「干ばつ」という自然現象です。干ばつが続くと、農作物への被害が出るばかりではなく、土地の乾燥が進み、「砂漠化」の原因にもなります。砂漠化になれば、農作物を育てることができません。



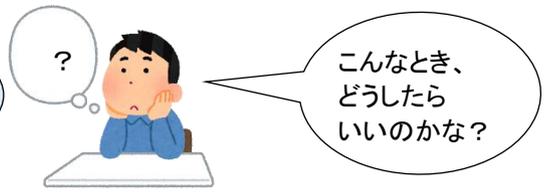
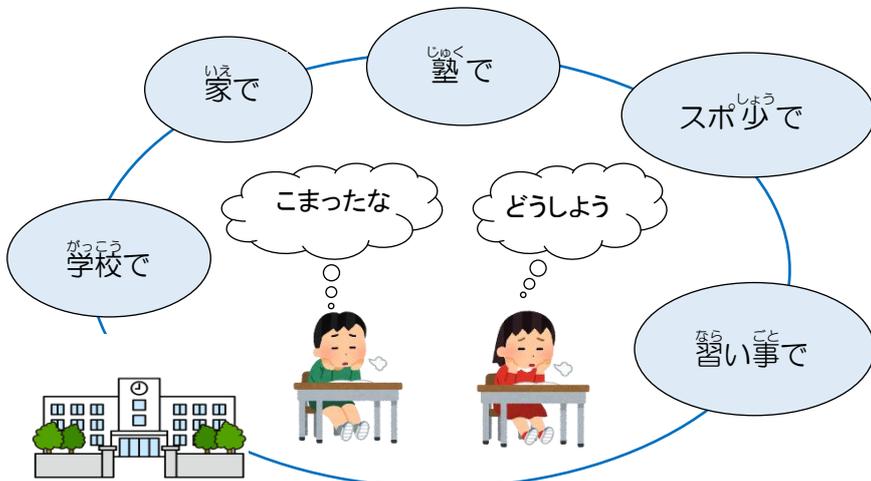
苦しむ人々を救った日本人

医師 中村 哲

※中村医師は、現地の人々から「カカ・ムカド」(中村のおじさん)と親しまれていました。



中村哲医師は、アフガニスタンで医療活動を行いながら、干ばつや戦災に苦しむ人々を救うために、用水路を建設しました。クナール川から水を引き込み、全長25kmに及ぶ用水路を完成させました。これにより約65万人の人々が自給自足ができるようになりました。彼の尽力により多くの命が救われましたが、残念ながら、2019年に武装勢力による銃撃で亡くなりました。その志は、今も受けつがれています。



いちど一度、やまスマに  
そうだん相談してみませんか?



子どもの権利相談室(やまなしスマイル)

※電話/FAX/メール/手紙/対面/ZOOMで相談できます。

でんわ 電話 055-225-3958 FAX 055-223-1509  
 メール kodomo-kenri@pref.yamanashi.lg.jp  
 てがみ 手紙 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1  
 山梨県庁本館5階 子ども福祉課内

相談時間

月曜日～木曜日 ; 午後 1 時～午後 6 時  
 金曜日 ; 午後 1 時～午後 8 時

相談予約フォーム



連絡してね!

ここでお知らせです。

募 集



やまなしスマイルでは、令和7年度のスローガンを募集します。  
 ※文字数は自由です。 ※未発表のものに限ります。  
 (例)「守ろう権利 なくそういじめ」  
 ◎応募者の中から抽選で10名の方に「やまスマオリジナルグッズ」をお送りします。  
 ⇒切日 令和7年2月28日(金)

応募はこちらから



ここでクイズです。



「子どもの権利条約」の「子ども」とは、何歳未満の人ですか?  
 次の中から選んで、番号で教えてください。  
 ① 6歳未満  
 ② 12歳未満  
 ③ 15歳未満  
 ④ 18歳未満  
 ⑤ 20歳未満  
 ※正解者の中から抽選で10名の方に「やまスマオリジナルグッズ」をお送りします。



解答はこちらから

切日 令和7年2月28日(金)

